

国民健康保険税賦課区分等の改正のお知らせ

○令和8年度から子ども・子育て支援金分が加算されます

子育て世代支援策の一つとして、「子ども・子育て支援金制度」の創設を盛り込む法律が成立したことにより、町では国民健康保険税の区分に「子ども・子育て支援金分」を追加します。

○限度額の引き上げおよび均等割・平等割の軽減判定基準を拡大します

国民健康保険会計の収支均衡を図るとともに保険税負担の公平性と適正賦課を行うため、令和8年度から医療給付費分および後期高齢者支援金分の賦課限度額を引き上げます。

また、均等割額および平等割額の軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を引き上げ、被保険者数に乗ずる金額を拡大します。

令和8年度の納税通知書は7月中旬に、年金天引きの方への税額決定通知書は9月上旬に発送する予定です。

改正の内容

区分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分	合計	
所得割	変更なし			0.23%	—	
平等割				800円	—	
均等割				1,200円※1	—	
18歳以上均等割	—			100円※2	—	
限度額	(変更前)	65万円	24万円	17万円	—	106万円
	(変更後)	66万円	26万円	変更なし	3万円	112万円

※1…18歳未満の子どもに係る均等割は、全額軽減されます。

※2…18歳未満の子どもの均等割軽減額の総額を18歳以上の被保険者数で按分します。

軽減判定所得基準の改正

区分		軽減割合		
		7割	5割	2割
軽減判定所得基準	(変更前)	変更なし	30.5万円	56万円
	(変更後)		31万円	57万円

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936

令和8年度所得・課税(非課税)証明書(令和7年分)の交付

税務課および各支所窓口での令和8年度所得・課税(非課税)証明書(令和7年分)の交付開始日は次のとおりです。

■住民税を給料から特別徴収で納めている方

5月15日(金)

■住民税を普通徴収または年金から特別徴収で納めている方

6月15日(月)

※なお、コンビニエンスストアでの交付開始日は、窓口交付日の翌日午前6時30分からです。

※コンビニエンスストアで取得する場合は、マイナンバーカードが必要です。

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936